ご意見について

1 意見公募手続(パブリックコメント)の目的

区では、近年の気候変動により水害が激甚化・頻発化していること等を踏まえ、強靭で回復しやすい減災都市を目指し、持続可能なまちづくりを推進するため「大田区高台まちづくり基本方針(素案)」を作成しました。つきましては、本方針素案について、区民・事業者等のみなさまのご意見を広くいただくためにパブリックコメントを実施します。

2 意見募集期間

令和6年12月4日(水)から令和6年12月25日(水)まで

3 意見提出方法

以下のいずれかの方法で意見をご提出ください。匿名の場合は、意見をお受けすることができない場合があります。意見提出用紙(任意の様式でも可)又は電子申請サービスにてご提出ください。

下記いずれの場合も 12 月 25 日(水)必着です。

① 電子申請サービスにアクセスし提出

以下のいずれかの方法でアクセスできます。

方法 1: 右記の電子申請用二次元コードを読み取る。

方法2:以下のURLを入力

https://logoform.jp/form/8BrJ/822478

方法 3:区ホームページからアクセスする。

◆トップページ

⇒募集情報一覧

⇒大田区高台まちづくり基本方針(素案)に関する区民意見公募手続 (パブリックコメント)の実施について

② 郵送

〒144-8621 大田区蒲田 5-13-14 大田区役所 まちづくり推進部 都市計画課 計画調整担当 宛

3 FAX

03-5744-1530

大田区役所 まちづくり推進部 都市計画課 計画調整担当 宛

④ 窓口へ直接持参

- ○大田区役所本庁舎7階北側11番窓口 都市計画課
- ○各特別出張所窓口

平日 8:30~17:00 の間にお持ちくだい。

4 意見の取扱いについて

- ・いただいた意見は、原則公表させていただきます。(お名前、ご住所等、個人を特定できる情報は公表いたしません。)
- ・個人情報につきましては、計画の意見募集の目的以外では使用せず適切に取扱います。
- ・いただいた意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

5 お問い合わせ先

大田区まちづくり推進部 都市計画課 計画調整担当

電話 03-5744-1333 ※平日の8:30~17:00まで

FAX 03-5744-1530



【意見提出用紙】

大田区高台まちづくり基本方針(素案)

1	すべての方	
	お名前	
	※法人等の場合は名称及び代表者氏名	
	ご住所	
	※法人等の場合は区内に存する事業所の所在地	
2	区外にお住まいの方は、以下いずれかをご記入ください。	
	(1) 区内に勤務・通学されている場合 勤務先又は通学先名称・住所	名称: 住所:
	(2) 区内に勤務・通学されていない場合 利害を有する理由	例:区内に土地・建物を所有しているため
	意見記入欄	
		お名前 ※法人等の場合は名称及び代表者氏名 ご住所 ※法人等の場合は区内に存する事業所の所在地 ② 区外にお住まいの方は、以下いずれか (1)区内に勤務・通学されている場合 勤務先又は通学先名称・住所 (2)区内に勤務・通学されていない場合 利害を有する理由